

むかわ町告示第 67 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格要件について次のとおり定める。

令和 4 年 12 月 26 日

むかわ町長 竹 中 喜 之

記

第 1 資格要件

1 参加資格要件

参加資格要件は、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する者でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 税を滞納している者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 条)第 3 条又は第 4 条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。
- (5) 審査基準日の直前 1 年間において、申請する製造、販売、請負等の 1 期分（一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、解体工事、情報システムの開発、物件の製造においては 2 期分）の実績高があること。ただし、水道施設工事はその限りでない。

2 参加資格審査申請要件

申請要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、水道施設工事、管工事、解体工事
 - ア 申請工種において、別表に掲げる工種別に対応する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の許可を受けていること。
 - イ 申請工種において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の結果通知を受けていること。

- (2) 塗装工事
一級塗装技能士又は二級塗装技能士を有していること。
- (3) 水道施設工事
むかわ町指定給水装置工事事業者に関する規則（平成 18 年規則第 153 号）第 4 条の規定により、指定業者として指定を受けていること。
- (4) 下水道施設工事
むかわ町排水設備工事指定業者規則（平成 18 年規則第 140 号）第 3 条の規定により、指定業者として指定を受けていること。
- (5) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料の作成及び道路清掃
 - ア 個人にあつては、従業員の数が 3 人以上であること。
 - イ 土木施設物の設計の登録は、建設コンサルタント登録規定による登録を受けていること。
 - ウ 地質調査の登録は、地質調査業登録規定による登録を受けていること。
- (6) 建築物の設計
 - ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
 - イ 個人にあつては、従業員の数が 3 人以上であること。
- (7) 測量
 - ア 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定による測量業者の登録を受けていること。
 - イ 個人にあつては、従業員の数が 3 人以上であること。
- (8) 情報システムの開発
2 年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。
- (9) 業務の委託
土木施設物の設計業務、地質調査業務、技術資料の作成業務及び道路清掃業務、建築物の設計業務、測量業務については(5)、(6)、(7)の要件によること。

第 2 申請できる工種及び業種等

別表のとおり。

第 3 参加資格の審査基準日

令和 5 年 1 月 1 日とする。

第4 申請方法等

1 申請方法

受付期間内に必要書類を受付場所まで持参又は郵送すること。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送を原則とし、持参は町内に住所を有する者に限る。

2 受付期間

(1) 工事・設計等

令和5年2月1日(水)～令和5年2月28日(火) 必着

(2) 物品・業務等

令和5年2月1日(水)～令和7年3月31日(月) 必着

3 受付時間

午前8時45分～午後5時30分まで

4 受付場所

(1) 持参の場合(町内に住所を有する者に限る)

むかわ町役場2階総務企画課財務グループ

むかわ町穂別総合支所1階企画町民課企画管理グループ

(2) 郵送の場合

第7「問い合わせ先」に郵送すること。

5 提出書類

(1)の書類を提出すること。なお、(2)及び(3)の書類については該当する場合に提出すること。また、むかわ町独自様式、北海道市町村統一様式はそれぞれ町様式、道様式とする。

(1) 共通必要書類

ア 町様式1、1-2「提出書類確認表」

イ 町様式2、2-2「委任状」(契約締結権限等を委任する場合のみ)

ウ 町様式3「誓約書」

エ 登記事項証明書(個人の場合は身分証明書及び営業証明書)(写し可)

※ 「工事・設計等」における道様式5・6

オ 印鑑証明書(写し可)

カ 納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、町税)
(写し可)

※ 町税については、むかわ町内に本支店・営業所がある場合のみ

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、納税猶予中である場合、
猶予中であることが確認できる書類の写し

キ 決算報告書(直近1ヵ年分)(写し可)

ク 84円切手を貼付した返信用定型封筒(郵送の場合)

(2) 工事・設計等を申請するもの

- ア 道様式1「建設工事等競争入札参加資格審査申請書」
- イ 道様式2「総合評定通知書（経営事項審査結果通知書）」（写し可）
- ウ 道様式3「工事（事業）経歴書」
- エ 道様式3の2「工事経歴書集計表」
- オ 道様式4「技術者名簿」
- カ 道様式7「許可・登録証明書」
- キ 道様式8「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」（写し可）
- ク 道様式9「建設工事入札参加資格審査申請書付票」（工事の場合）
- ケ 道様式10「設計等入札参加資格審査申請書付票」（設計の場合）

(3) 物品・業務等を申請するもの

- ア 町様式4 物品購入等競争入札参加資格審査申請書
- イ 町様式5 希望する指定品目分類表
- ウ 町様式6 使用印鑑届
- エ 町様式7 物品納入等実績書
- オ その他 営業の許認可、免許、登録書等（写し可）

(4) 留意事項

- ア 印鑑証明書、登記事項証明書、身分証明書、納税証明書は申請受付日の3ヵ月以内に発行したものであること。
- イ 道様式2について、入札参加資格審査申請後においても、継続的に経営事項審査を受け、結果通知書を提出すること。
- ウ 営業証明書に業種（事業内容）が記載されていない場合等は、希望する業種の営業及び取り扱いを証する書類の写し（契約書、請求書等の写し）を提出すること。
- エ 書類は次の順に綴ること。
 - (ア) 工事・設計等の場合
町様式1、道様式9・10、道様式1～8、町様式2～3、印鑑証明書、納税証明書、決算報告書
 - (イ) 物品・業務等の場合
町様式1-2、4～7、町様式2-2～3、登記事項証明書（又は身分証明書）印鑑証明書、納税証明書、決算報告書、その他（営業の許認可、免許、登録書等）
- ※ 原則、提出書類を一つのファイルに綴ること。
- オ 郵送の場合、84円切手を貼った返信用定型封筒を同封すること。

第5 資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、経常建設共同企業体の有効期間は、原則届出年度の3月31日までとし、1年度を越えてはならないものとする。

受付期間終了後の、工事設計業務の工種の追加については、受け付けないものとする。

第6 資格の喪失

競争入札参加資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該参加資格を失う。

- (1) この告示における第1 資格要件、1 参加資格要件(1)～(5)に該当しないこととなったとき。
- (2) この告示における第1 資格要件、2 参加資格審査申請要件に該当しないこととなったとき。
- (3) 当該参加資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等の取り消しがあったとき。
- (4) 競争入札の参加資格申請において、虚偽の申請をしたものであったとき。

第7 問い合わせ先

北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地

むかわ町役場総務企画課財務グループ

電話：0145-42-2412

別表

契約の種類	資格等の種類
一般土木工事の請負契約	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業又はしゅんせつ工事業、造園工事業
舗装工事の請負契約	舗装工事業
建築工事の請負契約	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電気工事の請負契約	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
水道施設工事の請負契約	水道施設工事業又は管工事業
管工事の請負契約	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
解体工事の請負契約	解体工事業
塗装工事の請負契約	一級塗装技能士又は二級塗装技能士
水道施設工事の請負契約	給水装置工事（指定業者登録）
下水道施設工事の請負契約	排水施設工事（指定業者登録）
土木施設物の設計委託契約	土木施設物の設計
建築物の設計委託契約	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料の作成
測量の委託契約	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃
印刷物の製造請負契約	印刷物の製造
物品の購入契約	物品の販売
電子計算機、自動車等の賃貸借契約	物品の賃貸借
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発
物件（印刷物を除く）製造の請負契約	物件の製造
建設業の許可を必要としない林業業務の委託契約	皆伐に係る林業業務
業務（上記委託契約を除く）の委託契約	施設清掃、警備等